

令和2年第2回鹿追町議会臨時会会議録

1 議事日程第 1号

日時 令和2年 4月 22日(水曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | |
|--------------|--|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | 会期の決定について |
| 日程 3 | 諸般の報告 |
| 日程 4 | 行政報告 |
| 日程 5 報告第 1号 | 専決処分の報告について |
| 日程 6 報告第 2号 | 令和元年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について |
| 日程 7 議案第 30号 | 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 議案第 31号 | 令和2年度鹿追町一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程 9 議案第 32号 | 鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事請負契約について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己
教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾
総 務 課 長 渡 辺 雅 人
企画財政課長 草 野 礼 行
福 祉 課 長 佐々木 康 人
農業振興課主幹 城 石 賢 一
商工観光課長 富 樫 靖
建設水道課長 大 上 朋 亮

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 宇 井 直 樹

8 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳
書 記 高 瀬 俊 一

令和2年 4月 22日(水曜日) 午前10時00分 開議

○議長(吉田稔)

ただ今から、令和2年第2回鹿追町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日は、新型コロナウイルス感染症が、日本全国はもとより全世界に蔓延し、猛威を振るっている状況にあることから、感染拡大防止対策として、最小限の出席者による会議といたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長(吉田稔)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって5番、加納茂議員、6番、上嶋和志議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長(吉田稔)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田稔)

異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程3 諸般の報告

○議長(吉田稔)

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。内容を御覧の上御了承願います。

日程4 行政報告

○議長(吉田稔)

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和2年第2回鹿追町議会臨時会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告を申し上げます。

まず、最初に3月12日には、牛乳の需要拡大応援企画ということで、Aコープ鹿追店で牛乳のキャンペーンということで、実はこのとき、2月28日に北海道が全国に先駆けて「緊急事態宣言」をして、その前の日から学校の休校の取り組みが始まりました。

学校給食でも当然、牛乳を相当消費しているということで、この消費の減少への懸念もありまして生産の地域として町とJA鹿追町、それから酪農振興会共同でキャンペーンを行いました。具体的には千ミリリットルの牛乳、通常238円で売られている物を3者で負担をして1本当たり60円分値引きをして販売ということで、8日間で鹿追町のAコープ各店舗におきまして、約2千本が販売されたということでございます。

次に、3月17日には、陸上自衛隊の新しい鹿追駐屯地、結城倫太郎司令が着任をされて、役場で御挨拶をいただきました。議会の吉田議長をはじめ基地対策特別委員の皆様、それから自衛隊の協力諸団体、JA鹿追町、商工会等々の皆様にお集まりをいただきました。

3月16日付けで着任をされました結城倫太郎司令につきましては、非常に若くて39歳、防衛大学の47期ということでありまして、陸上自衛隊史上最年少の司令というお話もございました。

結城司令の道内での勤務も経験も豊富でいらしています。北恵庭、上富良野、それから第2師団司令部旭川にも勤務をされた経験がございます。

前任は防衛省陸上幕僚監部の指揮通信システム・情報部業務計画予算係長で市ヶ谷に勤務をされていた方でございます。

司令から「隊員、それから町民の皆様としっかりコミュニケーションを取りながら頑張っていきたい」という御挨拶をいただいたところであります。

続きまして、3月23日には、過疎対策要望ということで東京に行けるギリギリの時期だったかなと今思いますけれども、要請に行ってまいりました。

現行の過疎地域自立支援特別措置法については、議員立法で令和3年3月、つまり今年度いっぱいその期限が切れます。

過疎対策については昭和45年、過疎対策緊急措置法が議員立法により制定されて以来、4回にわたる特別措置法に現在に至っています。

この関係については過疎地域の財政的な支援が大きな内容になっていまして、国交補助のかさ上げだとか、それから一番大きいものは皆さん御存じの過疎債ということで、財政力の弱い過疎地域においては、インフラの整備はもとより各種ソフト事業にもこの過疎債を利用して事業を進めていまして、これはなくてはならないものと思っています。

全国、あるいは北海道過疎連盟、それから北海道町村会など次期過疎対策についていろんな要望をしているところであります。過疎の指定についてはいくつかの指標があるんですけども、一番重要なのは一定期間内における人口減少率、これがやはり一番大きなものになってくるかと思えます。

議員立法ということで自民党中心に次の過疎について検討されておりますが、新しい新法の基準はまだまだ明確にはなっていませんが、従来からの人口減少率等々の方法を基本的に引き継ぐということになりますと、本町の人口減少はもちろん続いておりますけれども、比較的他の町と比べて減少率が穏やかなために非常に厳しい状況になるのではないかと、実は危機感をもっております。

今回はたまたま釧路管内の鶴居村の村長からお声がけをいただきまして、これは基準が出ていないので何とも言えないのですけれども、どうもこの減少率が緩やかな町ということで鶴居村、それから十勝管内の更別村の3町村で実は要望に行ってまいりました。

今の段階では中心になるのは議員立法ということで自民党の過疎対策特別委員会というところがありますので、ここの谷委員長、それから道内で言えば過疎のこの委員会の事務局長代理が武部新代議士、それから道内の選出の参議院議員、それから十勝の衆議院議員、所管は総務省になるので、ただ議員立法というところでなかなか省庁が最初から口を出す内容ではないという話も聞いておりますけれども、総務省へ行って、長谷川副大臣、それから地域力創造審議官担当の方、それから過疎対策室長、それから総務省の自治財政局長等々にもお会いをしてきたところであります。これから状況がどういうふうになっていくか分かりません。

過日、新聞報道によると、総務省でも別に有識者懇談会等々ももっておりますのでこの過疎地の財政支援継続といったことも有識者懇談会の意見として出ているようであります。新型コロナウイルスの影響がこのような状況になっている現下でありますので、これからどのような議論が進んでいくか分かりませんが現状を踏まえて、例えば緊急事態なのでこのまま延長していただくとかいろんな方法があるかなと思っていますので、状況を見ながらいろいろ要請をしていきたいと思っています。

次に、3月30日の第33回農業委員会総会に先立ちまして、農業委員を長年務められております加藤義雄農業委員に北海道農業会議から永年勤続者ということで表彰状が届いたということで、私から伝達をさせていただきました。

加藤委員は、在任17年を超えておりまして、前期では会長代理等をお務めになられていまして、非常に農地行政の振興発展に努められ現在も一生懸命頑張っているということでございます。

次に、4月に入りまして4月6日には、皆さん御存じのスピードスケートの松井大和さん、鹿追出身、鹿追中学校、鹿追高校、日本大学をこの3月に卒業されました。このシーズンを終えて役場に来ていただくことができました。

昨年10月の全日本の距離別選手権の500メートルで3位となって初めてのナショナルチーム入りをしたシーズンということでありました。全日本選手権スプリント部門優勝をはじめ、初参戦の3月のワールドカップのオランダでの最終戦では500メートルで3位ということで表彰台に立ったということでもあります。

慣れない海外での転戦を経験して、それぞれ得意とする500、それから千メートルで自己ベストを記録するなど御本人にとっても納得のシーズンということのお話がありました。

4月から社会人として岩手の企業に所属、引き続きナショナルチームの一員として、当面は帯広に住居を構えてトレーニングに励むということでございました。2022年の北京冬季オリンピックに向けて期待が高まるところであります。

町民の皆様と共に応援をしていきたいと思っています。

次に、4月10日には、鹿追町産業後継者対策協議会の定期総会、それから産業研修生の歓迎式が行われました。

産業後継者の関係では事業報告、それから新年度の事業計画ということでもありますけれども、北海道十勝農業青年との交流会、北十勝4町で行なっているこの事業、成果が見えつつあるということが報告をされています。また01農業塾の関係では以前から農業者以外の方もということで、今年はそういう形が例えば商工業者の方の入塾が実現すればということをご期待しております。

それからもう1つの産業研修生の歓迎式ですけれども、これも規模を縮小して行われました。今年度は全体、継続の方を含めて10名の研修生、10名のうち3名は前年からの継続となります。そして4月から来られない方が3名いらっしゃいますが、この3名の方は道外からいらっしゃる方ということで、この状況でなかなかすぐ来ることができないとい

うこともありまして、状況を見ながら研修の開始時期が3名の方については若干ずれる可能性もあるのかなと思っています。こういう状況ですのでちょっと慎重に対応していく必要があると思っています。

それから最後に新型コロナウイルスの関係についてであります。

行政報告書の資料の一番後ろの3ページから4ページにかけてこれまでの町の取組等々、時系列で載せてございます。最近の関係でいきますと4ページの真ん中くらいの4月16日に政府による「緊急事態宣言」が全都道府県、全国に出されたということでございます。そしてその内13都道府県が「特定警戒都道府県」になったところでもあります。

それを受けて4月17日金曜日には、第7回目となります町の対策本部会議を開きまして、この5月6日までの期間については公共施設関係を原則的に全て閉めると、例外的に行なっているのは学童保育所、それからこども園という形になっています。もちろん学校についても5月6日まで小中学校、それから高校もそうですけれども臨時休校という形になっております。

それと役場庁舎の関係の窓口の来客者が多いところのシートの設置、それから新聞チラシで町民の皆様宛の周知、ホームページ、フェイスブック等についてはすぐ更新をさせていただいています。

都会のようにテレワーク等々で日中の勤務者を減らすというのはなかなか難しいということもありまして、代替策として土日との分散勤務、少しの時間でも人が密集しない対策ということで昼休みを1時間ずらす等々の対策を行なっているところであります。

国の給付金の関係の概要、内容も大分明らかになってきましたので、それについては本日、全員協議会を後ほど開いていただけるのでその中で町のこれからの事務の進め方等含めてお話させていただきたいと思っております。

まだまだ北海道の関係の自粛、休業要請に伴う協力金の支払い、それから管内でもいろんな動きが出てきておりますので、いろいろこれからまた状況を見ながらこの対策について議会の皆様と相談していきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

1点だけ御質問させていただきます。3月26日、地域環境資源センターの専務が来庁されているのですけれども、本町との関わりがあるのか、もしあるとしたらもう少し具体的にお話をいただければと思います。

○議長（吉田稔）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

この組織は、実は今の段階でもバイオガス事業推進協議会の事務局をもっている組織でありまして、ただこのバイオガス事業推進協議会は今年合併をして枠組みは変わりますが、その専務ということでもあります。そんなことで従来から町ともいろいろ交流があるとかつきあいがあると、いろんな事業をやっておられるのですけれども、農集排事業関係のこともここがいろんな知見をもっているという組織でございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

日程5 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（吉田稔）

日程5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長

○副町長（松本新吾）

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

次のページの専決処分書を御覧いただきたいと思っております。

専決処分事項は、芝刈機による事故の損害賠償と和解でありまして、本年4月2日に示談が成立しております。

事故の概要を申し上げます。令和元年9月25日午前10時20分頃、瓜幕に所在しております鹿追町自然体験留学センター周辺において、本町嘱託職員が芝刈作業中に石を跳ね上げ、西側町営住宅の駐車場内に駐車していた相手方車両のフロントガラスを破損させたもので、過失割合は鹿追町が100%となるものであります。

専決処分内容を御説明します。

町は、次により損害を賠償し、和解するものとするをいたしまして、損害賠償の額は、15万1,233円。

和解の相手方につきましては、記載のとおりであります。

和解の内容につきましては、和解により相手方に支払う額は、相手方車両損害額の100%とし、これ以外には、双方とも今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないものとするものとなります。

以上、事項に係ります損害賠償及び和解の専決処分について御報告を申し上げます。

よろしく御承認をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

今回の発生した草刈機による事故は、人身事故のなる恐れがあったと私は見えています。今後このような事例が発生しないようにしなければなりません。

人身事故でもよく当たり所が悪くて失明したという例も全国にはあります。

安全管理とか自己の自衛対策、そういったことをしっかりしていく必要があると思います。もちろん、同時に春先、こういう時期になりますと機械の安全カバーとかそういう器具、機械の点検、それから作業方法のやり方にどうしたら安全になるかということをもっと真剣に考えていく必要があると、だから事故をどういうふうに関後考えて対策していくのか、そういうことをお聞きします。

○議長（吉田稔）

答弁、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

今回こういった事項が起きてしまいまして、これからの対策ということになります。

日頃の機械の点検ですとかしているところでありますけれども、さらに今回の事項のようなことがないように事前の機械の点検、それと芝刈作業などする際にはコンパネ等で回りを囲うなどして飛び石に対する対策ということも徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

こういった事故を無くすためには、単独での作業を見直すとか必ず1人はそういう町中でやるときや交通量のある道路に面したところでやる場合は、ガードパネルを持った人と必ず組んで作業する手順、マニュアル、それからどうしたら安全になるかというワークショップみたいな安全ミーティングとかそういったものを意識付けしてやってほしいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（吉田稔）

答弁、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雅人）

御指摘していただいた事項、よく注意して今後事故が起きないように努力をしていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号は、報告済みといたします。

日程6 報告第2号 令和元年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（吉田稔）

日程6、報告第2号、令和元年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第2号は、令和元年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度鹿追町一般会計繰越明許費について次のとおり報告するといたしまして、

総務費、総務管理費の定住促進住宅建設奨励事業は、3戸分で200万円としましたが、3戸分、150万円の繰越。

住宅用太陽光発電システム導入費補助事業は、4件分で80万円としましたが、2件分40万円の繰越。

農林費、農業費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業は補正どおり、3400万1千円の繰越。

中鹿追バイオガスプラント円柱型発酵槽外修繕事業は補正どおり、7049万9千円の繰越。道営土地改良事業は、担い手畑総事業北瓜幕地区外2事業合計で補正どおり、4836万円の繰越。

教育費、社会教育費の神田日勝記念美術館展示室塗装外修繕事業は、324万5千円としましたが、入札の結果308万円の繰越であります。

以上、3つの款にわたります事業の翌年度繰越額の合計が、1億5784万円であり、財源内訳は、国・道支出金、3710万1千円、地方債、1670万円、その他財源、7684万9千円、一般財源、2719万円として繰越となるものであります。

以上、令和元年度鹿追町一般会計繰越明許費について、御報告いたしました。

御承認いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号は、報告済みといたします。

日程7 議案第30号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程7、議案第30号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第30号は、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、低所得者の第1号被保険料軽減強化に関する改正が行われたことに伴いまして、政省令の改正が令和2年3月30日に公布され、4月1日から施行されましたことから関係する条例の一部を改正するものであります。

提案内容について御説明いたします。

鹿追町介護保険条例の一部を次のように改正するといたしまして、第8条は、保険料率の規定であり、第2項、第3項及び第4項中の「令和元年度及び」をそれぞれ削りまして第1号に掲げます第1号被保険者の保険料「26,100円」を「20,880円」に、第2号に掲げる保険料「36,540円」を「34,800円」に、第3号に掲げる保険料「50,460円」を「48,720円」にそれぞれ改めるものであります。

次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するもので、第2項は、経過措置の規定であります。

以上、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の内容を御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 30 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 8 議案第 31 号 令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（吉田稔）

日程 8、議案第 31 号、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 31 号は、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 1 号）となるものです。

令和 2 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1 億 7205 万 3 千円を追加しまして、総額を 71 億 8505 万 3 千円とするものであります。

第 2 条は、継続費の補正変更。

第 3 条は、地方債の補正変更であります。

補正予算の内容につきまして歳出、15 ページより御説明いたします。

農林費、農業費、環境保全センター費の工事請負費で中鹿追バイオガスプラント発電機設置工事で、7150 万円の追加。

農業用水事業費で畑かん用水の増圧ポンプ整備のため工事請負費で 749 万 8 千円の追加。

款項、商工費、商工業振興費で新型コロナウイルス経済対策といたしまして、役務費で 31 万 5 千円、負担金でプレミアム商品券発行経費、1 千万円のそれぞれ追加。

観光費の委託料で宿泊還元商品券及びクーポン券発行事業で合計、665 万円、負担金で、町内アクティビティと飲食の連携事業に 60 万円のそれぞれ追加。

土木費、項目、河川費の工事請負費で812万2千円の追加。

教育費、小学校費、学校管理費で鹿追小学校にエレベーター設置及びバリアフリー化改修で役務費に2万6千円、工事請負費で6734万2千円のそれぞれ追加であります。

次に歳入、13ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で2789万1千円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金の小学校費補助金で1314万円の追加。

委託金、土木費委託金の河川費委託金で812万2千円の追加。

繰入金、基金繰入金、環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で7150万円の追加。

款項、町債、教育債の小学校債で5140万円の追加であります。

次に9ページ、第2表の継続費補正変更についてであります。先ほど河川費で補正させていただきました関係で国庫債務負担行為の事業分につきまして変更するもので、総額を2億176万2千円から475万2千円減額しまして、1億9701万円としまして、値上がり額を令和2年度分を3582万円、3年度分を1億6119万円とするものであります。

次に10ページ、第3表の地方債の補正変更についてであります。起債の目的は、過疎対策事業で限度額に5140万円を追加しまして、補正後の限度額を2億8330万円とし、限度額以外の変更はありません。

以上、一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

商工費、商工業振興費並びに観光費についてお尋ねします。

この2つの事業ですけれども、それぞれ鹿追町商工会、それから鹿追町観光協会の要請を受けて、新型コロナウイルスの対策事業として行われる事業というふうに承知をしておりますけれども、その中で生活応援商品券事業、これについて特に影響を受けているのが鹿追町の商店においても、料飲店、いわゆる飲食店が大きいということで、今回5千円で40%のプレミアムを付けて、その中で1,500円分の料飲店専用の商品券を発行されるというように聞いておりますけれども、期間が限られて7月までということで、最大5千セッ

ト売れてその中の1,500円分、750万円が最低料飲店に行くということでございます。

昨日と今日の新聞にもテークアウトのチラシ入ってございましたけれども、人が密集するという状況も考えられるのでテークアウトメニューをさらに豊富にするような指導、それから次、観光協会の事業ですけれども、ほとんどの事業は町内住民に対する事業ですけれども、宿泊の支援については、町内の人が泊まることは少ないので十勝管内だとか管外も考えているか分かりませんが、人が少ない反面、人が来るのが怖いという状況も考えられるので、その地域を限定するようなお話も以前説明のときに伺っておりますけれども、対象をどこら辺に考えているのか、その2点についてお尋ね申し上げます。

○議長（吉田稔）

答弁、富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

今、2点いただきましたうちの1つ、テークアウトメニューを増やすというような指導ということでございますが、現在もチラシにありましたテークアウトですとかそういう情報以外に、また今回行なっておりましたランチでの支援の中でかなり事業者から多くメニューが増えてきているところもございますので、その辺も含めまして、事業者の加入も含めてこちらでも動いていきたいと考えてございます。

それから宿泊関連の事業についてでございますが、議員おっしゃったとおり、今なかなかこの状況で町内にどんどん来てくださいという状況ではございませんので、今のところ十勝管内、それも近隣町村ということで限定をする形では考えてございますが、この新型コロナウイルスの感染状況を見た上で、この事業につきましては時期等考えて実施をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

料飲店、飲食店については、さらなるテークアウトメニューの周知、並びにメニューを増やすなどの指導を続けて行なっていただきたいと思っておりますけれども、宿泊の関係ですけれどもその周知の仕方、町外に向けての周知の仕方をどのようにするのか。近隣町村に限る、特典が近隣町村から来られた人だけに限られるのか、その他の遠くから来た人については同じ宿泊者でもその特典が当たらないのかどうか、そこら辺の関係をお聞きしたいと

思います。

○議長（吉田稔）

富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

町外の方を限定するというふうには考えてはございません。もし、町内の方で宿泊等利用されたいということであれば活用していただきたいと思いますし、町内のほうへの周知につきましては、新聞折込等もございますしフェイスブック等のSNSの活用、それから関係する町の観光の部門ですとか、そちらのほうにも投げかけることで周知をしてもらうという方法もあろうかと思っておりますので、いろいろ対策を考えて周知方法は決めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

確認ですけれども、宿泊された方は全員どこから来られても皆さん特典が受けられるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（吉田稔）

富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

対象となるというふうに今のところ実施する予定でございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 10 名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第 32 号 鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事請負契約について

○議長（吉田稔）

日程 9、議案第 32 号、鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 32 号は、鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事であります。

契約方法は、設計・施工一括発注方式による総合評価一般競争入札で、契約金額を 5 億 9950 万円としまして、平成 31 年 3 月 5 日開会の第 1 回定例会におきまして、期間を令和 2 年度までとします債務負担行為の議決をいただいている案件であります。

契約金額は 1 億 8370 万円であり、契約の相手方は、札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1 番地、伊藤組土建株式会社、代表取締役社長、玉木勝美氏であり、現在仮契約を締結中でありませぬ。

以上、鹿追町自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入・活用事業電気・機械設備工事請負契約について御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜り

ますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 32 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10 名

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 2 回鹿追町臨時会を閉会します。

閉会 10 時 47 分